

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年1月20日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 井上 一徳

1 業務概要

- (1) 業務の名称 キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）（26）管理等業務
- (2) 業務内容 本業務は、西普天間住宅地区内の除草、廃棄物の集積、ゲート管理を行うものである。
- (3) 履行期限 平成27年3月31日
- (4) 本業務は、資料提出及び入札等を紙入札方式により行う業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。
- (2) 平成25・26・27年度防衛省所管の競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」で「D等級以上」の格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）
- (3) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がない。
詳細は入札説明書による。
- (5) 沖縄県内に事務所を設けている者であること。
- (6) 暴力団関係業者の排除
 - ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。
 - イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

3 入札手続等

- (1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県嘉手納町字嘉手納290番地9
沖縄防衛局総務部契約課契約係

TEL：098-921-8141（内線153）

FAX：098-921-8167

(2) 入札説明書の交付期間等

交付期間：平成27年1月20日（火）から平成27年1月28日（水）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。（以下「行政機関の休日」という。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

交付場所：上記(1)担当部局に同じ。

交付方法：印刷物による貸与とし、競争参加資格確認通知を受けた日から14日以内に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵便等」という。）により返却するものとする。（郵送等による場合は期限内必着）

その他：交付に当たっては、上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者、又は申請書等の提出期間内に当該資格の取得見込者を対象とする。

(3) 申請書及び技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間：平成27年1月20日（火）から平成27年1月27日（火）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送等（期限内必着）によること。

(4) 入札及び開札の日時等

日時：平成27年1月29日（木）午前9時30分

場所：沖縄防衛局

提出方法：入札書は持参することとする。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 免除。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回っている場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。
- (7) 手続における交渉の有無 無。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(2)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 詳細は入札説明書による。